

令和4年第3回（6月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和4年6月6日現在

●市長提出議案案件

先議案件 1件（予算＝1件）

議案案件 12件（承認＝4件、条例＝3件、予算＝2件、単行＝3件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 先議を依頼する案件（1件）

○ 補正予算議案 1件

1	議案第102号	令和4年度都城市一般会計補正予算（第2号）	※
---	---------	-----------------------	---

◎ 通常審議分（12件）

○ 承認議案 4件

頁

2	議案第95号	専決処分した事件の報告及び承認について （都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	1
		地方税法等の一部が改正されたことに伴い、国の施策に基づく住宅ローン控除見直しに係る個人住民税の対応等について規定するため、所要の改正を行うもの	
3	議案第96号	専決処分した事件の報告及び承認について （都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）	27
		非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定する等のため、所要の改正を行うもの	
4	議案第97号	専決処分した事件の報告及び承認について （都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	35
		地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改定するため、所要の改正を行うもの	
5	議案第98号	専決処分した事件の報告及び承認について （令和3年度都城市一般会計補正予算）	※

○ 条例議案 3件

頁

6	議案第99号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43
		住民基本台帳法の改正により、住民票等の写しの取扱いに準じて交付を行っていた除票等の写しの交付について、交付に係る規定が新たに設けられたことに伴い、除票等の写しの交付に係る手数料を新たに規定するため、所要の改正を行うもの	
7	議案第100号	都城市ウクライナ避難民支援基金条例の制定について	49
		ウクライナからの避難民受入表明に伴い、ウクライナ避難民の生活支援に関する寄附金を適正に管理するため、条例を制定するもの	

8	議案第101号	都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
		地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間の延長及び税制措置の適用対象である特別償却設備の整備期限の延長を行う等のため、所要の改正を行うもの	

○ 補正予算議案 2件

頁

9	議案第103号	令和4年度都城市一般会計補正予算（第3号）	※
10	議案第104号	令和4年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	※

○ 単行議案 3件

頁

11	議案第105号	工事請負契約の締結について	61
		山之口総合支所複合施設整備事業（仮称）山之口地域交流センター耐震補強・大規模改造（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、下森・真栄・須賀 特定建設工事共同企業体が、4億1千250万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの	
12	議案第106号	財産の取得について	65
		高規格救急自動車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、宮崎トヨタ自動車株式会社が3千382万7千660円（税込み）で落札したので、同事業者から財産を取得することについて議会の議決を求めるもの	
13	議案第107号	財産の取得について	69
		小型動力ポンプ付積載車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、中村消防防災株式会社 都城営業所が2千671万7千409円（税込み）で落札したので、同事業者から財産を取得することについて議会の議決を求めるもの	

令和4年第3回都城市議会定例会（6月）

（議案第95号～議案第107号）



議案第95号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永



専決第46号

## 専決処分書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

### 理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部、都城市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和4年3月31日専決

都城市長 池田 宣永





都城市税条例等の一部を改正する条例

(都城市税条例の一部改正)

第1条 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書の交付手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定に</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものとの交付を含む。）の手数料は、都城市手数料条例（平成18年条例第97条の2に規定する証明書の交付手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>

より前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合  
における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の属する特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合にお

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合にお

いて、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(6)～(10) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9

いて、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(6)～(10) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9

の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の翌年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 (略)

#### (市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなればならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 (略)

#### (市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなればならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」と

いう。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)  
 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- 2～5 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)  
 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) (略)
- (4) (略)
- 2～5 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得

に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3～6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3～6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧については、都城市手数料条例に定める手数料を徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合は、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付については、都城市手数料条例に定める手数料を徴収する。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年度の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)については、都城市手数料条例に定める手数料を徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合は、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)については、都城市手数料条例に定める手数料を徴収する。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年度の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受



- けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 （略）  
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）  
第10条の2 （略）  
2 （略）  
3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。  
4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
6 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
7 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
8 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。  
9 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。  
10 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に

- けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 （略）  
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）  
第10条の2 （略）  
2 （略）  
3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。  
4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
5 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
6 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
7 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
8 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。  
9 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。  
10 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に

<p>規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19・20 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して</p>	<p>規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19・20 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添</p>
---	---

<p>市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>付して市長に提出しなければならぬ。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p>	<p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p>	<p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>12・13 (略)</p>	<p>12・13 (略)</p>
<p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)</p>	<p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)</p>
<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分</p>	<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分</p>

の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の適用を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5（略）

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第16条の3（略）

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税に於いて特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者

の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5（略）

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第16条の3（略）

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第36条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分

翌年の4月1日の属する年度の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書）をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年度の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書）をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当である

の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年度分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

と市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等の特例法の特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び地方税法の特例等の特例法（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び第33条第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替へて適用される法第37条の4」とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替へて適用される法第37条の4」とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画

税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受けて得た宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税に法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5（略）  
（読替規定）

第25条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合

税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受けて得た宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税に法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5（略）  
（読替規定）

第25条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。



<p>における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2. <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	
---	--

(都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 都城市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前		改正後
<p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を</p>	改正前	<p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）を</p>	改正後

<p>有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>
--	---

附 則  
(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中都城市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項及び同条第3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第29条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中都城市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（都城市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中都城市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同

- 条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日  
(納税証明書に関する経過措置)
- 第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の都城市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第3条 第1条の規定による改正後の都城市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の都城市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の都城市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の都城市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の都城市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 95 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 納税管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市税条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 4 年 4 月 1 日（一部後日）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 本条例の構造 第 1 条 都城市税条例の一部改正（原則施行日：令和 4 年 4 月 1 日） 第 2 条 都城市税条例等の一部改正条例（令和 3 年条例第 19 号）の一部改正  2 主な改正点 (1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の創設等 (2) 固定資産税に係る登記所から地方自治体への通知事項の拡大等 (3) 個人住民税に係る住宅ローン控除税制の見直し (4) e L T A X を通じた電子納付の対象税目・納付手段の拡大 (5) その他法律等改正に合わせた条項等の整備		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号） 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号） 他		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考	令和 4 年 3 月 31 日専決処分		



議案第96号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永





専決第47号

## 専決処分書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(別紙)

### 理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和3年総務省告示第124号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第65条の規定により改正された消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が令和4年4月1日からそれぞれ施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を改正する必要性が生じたが、議議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和4年3月31日専決

都城市長 池田 宜永



都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることとはできない。ただし、<u>傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下である場合に限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>73,090円</u> (3) (略)</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることとはできない。</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下である場合に限る。）</p> <p style="text-align: right;"><u>75,290円</u> (3) (略)</p>

<p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>36,500円</u>以下である場合に限る。） <u>36,500円</u></p>	<p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下である場合に限る。） <u>37,600円</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 4 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議案第 96 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 危機管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第 65 条及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が施行されたことに伴い、それぞれ、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた規定の削除及び非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額の改定を行う必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた規定の削除 第 3 条第 2 項ただし書を削除</p> <p>2 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額の改定</p> <p>(1) 常時介護を要する状態 最高限度額 (月額) 171,650 円 ※据置き 最低限度額 (月額) 73,090 円 → 75,290 円</p> <p>(2) 随時介護を要する状態 最高限度額 (月額) 85,780 円 ※据置き 最低限度額 (月額) 36,500 円 → 37,600 円</p> <p>※ いずれの額も労働者災害補償における介護 (補償) 給付の最高限度額及び最低補償額と同額</p>		
関係する法令 及びその条項	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 40 号) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 (昭和 31 年法律第 107 号) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和 31 年政令第 335 号)		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 4 年 3 月 31 日専決処分		



議案第 97 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永





専決第48号

## 専決処分書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

### 理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和4年3月31日専決

都城市長 池田 宜永



都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は</p>

には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

議案第 97 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例								
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止								
施行日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月						
制定改廃の目的・背景	地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額等の限度額の改定を行う必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。								
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 国保税の基礎課税額等の限度額の引上げ（第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 27 条）</p> <table border="0"> <tr> <td>【現行】</td> <td>【令和 4 年度】</td> </tr> <tr> <td>基礎課税額 63 万円</td> <td>→ 基礎課税額 65 万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額 19 万円</td> <td>→ 後期高齢者支援金等課税額 20 万円</td> </tr> </table>			【現行】	【令和 4 年度】	基礎課税額 63 万円	→ 基礎課税額 65 万円	後期高齢者支援金等課税額 19 万円	→ 後期高齢者支援金等課税額 20 万円
【現行】	【令和 4 年度】								
基礎課税額 63 万円	→ 基礎課税額 65 万円								
後期高齢者支援金等課税額 19 万円	→ 後期高齢者支援金等課税額 20 万円								
関係する法令及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）								
制定改廃を要する関係条例等	なし								
備考	令和 4 年 3 月 31 日専決処分								



議案第 99 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

都城市長 池 田 宜 永





都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第5（第2条関係）					別表第5（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
(略)					(略)				
2	公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は交付手数料	住民票の写し (略)	(略)		2	公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は交付手数料	住民票の写し 除票の写し (略)	(略) 1件 300円	
3	証明手数料	住民票記載事項証明 (略)	(略)		3	証明手数料	住民票記載事項証明 除票記載事項証明 (略)	(略) 1件 300円	
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 99 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部 市民課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例																	
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																	
施行日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月															
制定改廃の 目的・背景	<p>住民基本台帳法の一部改正に伴い、これまで、住民票の写しや戸籍の附票の写しの取扱いに準じて交付を行っていた除票等の写しの交付について、除票等の写し及び除票記載事項証明書（除票に記載をした事項に関する証明書）の交付に係る規定が新たに設けられたため、所要の改正を行うもの。</p>																	
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1. 別表第 5（第 2 条関係）の「種類 2」に次の手数料を加える。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除票の写し</td> <td>1 件</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の除票の写し</td> <td>1 件</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 別表第 5（第 2 条関係）の「種類 3」に次の手数料を加える。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除票記載事項証明</td> <td>1 件</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	金 額	除票の写し	1 件	300 円	戸籍の附票の除票の写し	1 件	300 円	区 分	単 位	金 額	除票記載事項証明	1 件	300 円
区 分	単 位	金 額																
除票の写し	1 件	300 円																
戸籍の附票の除票の写し	1 件	300 円																
区 分	単 位	金 額																
除票記載事項証明	1 件	300 円																
関係する法令 及びその条項	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 15 条の 4、第 21 条の 3																	
制定改廃を要す る関係条例等	なし																	
備考																		



議案第100号

都城市ウクライナ避難民支援基金条例の制定について

都城市ウクライナ避難民支援基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市ウクライナ避難民支援基金条例

### (設置)

第1条 都城市ウクライナ避難民支援義援金として受け入れた寄附金を適正に管理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、都城市ウクライナ避難民支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、都城市一般会計歳入歳出予算に定める額の範囲内とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

### (処分)

第4条 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) ウクライナ避難民の受入れ及び生活支援に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、ウクライナ避難民支援のために必要と認められる事業

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 100 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部 地域振興課】

条例名	都城市ウクライナ避難民支援基金条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	公布の日	制定年月	新規制定
制定改廃の 目的・背景	ウクライナからの避難民受入表明に伴い、ウクライナ避難民の生活支援に関する寄附金を適正に管理するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 基金の設置 都城市ウクライナ避難民支援義援金として受け入れた寄附金を適正に管理するため、都城市ウクライナ避難民支援基金を設置。</p> <p>(2) 基金の積立て 基金として積み立てる額は、一般会計予算に定める額の範囲内とする。</p> <p>(3) 基金の管理 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管。</p> <p>(4) 基金の処分 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合に限って処分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウクライナ避難民の受入れ及び生活支援に関する事業</li> <li>・前号に掲げるもののほか、ウクライナ避難民支援のために必要と認められる事業</li> </ul>		
関係する法令 及びその条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



議案第101号

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永



都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。  
 都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第4項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した者に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく固定資産税の不均一課税に                      関係し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 公示日（省令第1条の公示日をいう。以下同じ。）から令和4年3月31日までの期間内に、法第17条の2第4項の認定事業者であつて、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものに                      ついて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に                      対して課する固定資産税については、都城市条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に                      対して新たに課されることとなつた年度以後3か年度に限り、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第4項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下同じ。）を、                      省令第2条第2号に規定する期間に新設し、又は増設した者（以下「認定設置者」という。）に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく固定資産税の不均一課税に                      関係し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 認定設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に                      対して課する固定資産税については、都城市条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に                      対して新たに課されることとなつた年度以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第4項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した者に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく固定資産税の不均一課税に                      関係し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 公示日（省令第1条の公示日をいう。以下同じ。）から令和4年3月31日までの期間内に、法第17条の2第4項の認定事業者であつて、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものに                      ついて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に                      対して課する固定資産税については、都城市条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に                      対して新たに課されることとなつた年度以後3か年度に限り、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第4項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号の特別償却設備をいう。以下同じ。）を、                      省令第2条第2号に規定する期間に新設し、又は増設した者（以下「認定設置者」という。）に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づく固定資産税の不均一課税に                      関係し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 認定設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に                      対して課する固定資産税については、都城市条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に                      対して新たに課されることとなつた年度以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。</p>

次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

(略)

2 前項の規定は、都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）第3条第1号の規定及び都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定の適用の対象となる家屋、構築物、償却資産又は土地、都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第35号）第3条の規定の適用の対象となる家屋、償却資産又は土地並びに都城市税条例附則第10条の2第18項の規定の適用の対象となる機械装置等及び同条第21項の規定の適用の対象となる家屋又は構築物については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(略)

2 前項の規定は、都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）第3条第1号の規定及び都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定の適用の対象となる家屋、構築物、償却資産又は土地、都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第35号）第3条の規定の適用の対象となる家屋、償却資産又は土地並びに都城市税条例附則第10条の2第20項の規定の適用の対象となる特例対象資産（地方税法附則第64条に規定する特例対象資産をいう。）については、適用しない。

議案第 101 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地課】

条例名	都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	公布の日	制定年月	平成 30 年 6 月
制定改廃の目的・背景	<p>地方拠点強化税制の適用期間の延長に伴い、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（以下「省令」という。）が改正されたことを受け、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間の延長及び税制措置の適用対象である特別償却設備の整備期限の延長に係る所要の改正を行うもの。</p> <p>併せて市税条例の改正に伴い、引用部分について所要の改正を行う。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 省令の改正に伴う本条例の一部改正について（第 1 条、第 2 条第 1 項関係）</p> <p>①地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を 2 年間延長          公示日から令和 4 年 3 月 31 日まで → <u>令和 6 年 3 月 31 日まで</u></p> <p>②特別償却設備の整備期限を延長          特定業務施設整備計画の認定日から <u>2 年までに</u>新設、増設 → <u>3 年までに</u></p> <p>・以上の改正内容を踏まえつつ、不均一課税の対象要件である上記①の認定期間や②の整備期限について、省令に規定する期間を引用し、併せて、要件を満たす者を「認定設置者」と定義することで、今後の省令改正に伴う適用期間の延長に対応するもの。</p> <p>2 市税条例の改正に伴う本条例の一部改正について（第 2 条第 2 項関係）</p> <p>・中小企業が先端設備等を導入した場合に、本市では地方税法に基づき市税条例で固定資産税の課税標準割合を 0 としており、該当する家屋及び償却資産については本条例の適用対象外としている。</p> <p>・そこで、税制改正に伴う市税条例の改正により、引用部分の改正を行うとともに、市税条例の適用対象となる資産の定義を地方税法から引用するもの。          → <u>市税条例附則第 10 条の 2 第 20 項の規定の適用の対象となる特例対象資産</u>          （地方税法附則第 64 条に規定する特例対象資産をいう。）</p>		
関係する法令及びその条項	<p>地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 6</p> <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）第 2 条</p> <p>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			





## 議案第105号

### 工事請負契約の締結について

山之口総合支所複合施設整備事業（仮称）山之口地域交流センター耐震補強・大規模改造（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 山之口総合支所複合施設整備事業（仮称）山之口地域交流センター耐震補強・大規模改造（建築主体）工事       |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 412,500,000円   |
| 4 契約の相手方 | 下森・真栄・須賀 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市神之山町4841番地<br>株式会社 下森建装 |



議案第105号関係資料

山之口総合支所複合施設整備事業 (仮称) 山之口地域交流センター耐震補強・大規模改造 (建築主体) 工事

- 1 工事概要 (仮称) 山之口地域交流センターの耐震補強・大規模改造に伴う建築主体工事

現山之口地区公民館 鉄筋コンクリート造 2階建

面積 1,251.31㎡

現山之口勤労福祉センター 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

平屋建 面積 595.00㎡

- 2 予定価格 417,010,000円 (消費税及び地方消費税込み)  
379,100,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

- 3 落札価格 412,500,000円 (消費税及び地方消費税込み)  
375,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

- 4 落札率 98.91%

- 5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
下森・真栄・須賀 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	375,000,000	落札
はやま・持永・木場 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	378,000,000	
日興・内戸保・博栄 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	379,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第106号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 1 取得財産   | 高規格救急自動車                          |
| 2 数量     | 1台                                |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札                            |
| 4 契約金額   | 33,827,660円                       |
| 5 契約の相手方 | 宮崎市大字芳士字谷口692番地17<br>宮崎トヨタ自動車株式会社 |



議案第106号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 35,260,000円(消費税及び地方消費税込み)  
32,054,545円(消費税及び地方消費税抜き)
- 4 落札価格 33,827,660円(消費税及び地方消費税込み)  
30,757,660円(消費税及び地方消費税抜き)
- 5 落札率 95.93%
- 6 指名業者及び入札結果

指 名 業 者	第1回入札金額(円)	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社	30,757,660	落札
宮崎日産自動車株式会社 都城店	31,470,000	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

消費税及び地方消費税込みの金額は、入札金額中の課税対象に所定の税率を掛け合わせて算出した金額を合算した金額である。

- 7 車両の仕様
  - (1) 高規格救急自動車
  - (2) 乗車定員：7名以上
  - (3) エンジン：ガソリンエンジン
  - (4) トランスミッション：電子制御5速以上 A/T
  - (5) 駆動方式：四輪駆動
  - (6) 他積載品・付属品含む。





議案第107号

財産の取得について

次のとおり小型動力ポンプ付積載車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得財産   | 小型動力ポンプ付積載車  |
| 2 数量     | 3台   |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 4 契約金額   | 26,717,409円  |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町912番地9<br>第1アパートカミツマガリ101号<br>中村消防防災株式会社 都城営業所 |



議案第107号関係資料

- 1 取得財産 小型動力ポンプ付積載車
- 2 数 量 3台
- 3 予定価格 27,996,220円（消費税及び地方消費税込み）  
25,451,109円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札価格 26,717,409円（消費税及び地方消費税込み）  
24,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 5 落札率 95.43%

6 指名業者及び入札結果

指 名 業 者	第1回入札金額（円）	摘要
中村消防防災株式会社 都城営業所	24,300,000	落札
宮崎ラビットポンプ有限公司 都城営業所	24,450,000	
株式会社武田ポンプ店 都城営業所	24,600,000	
株式会社ヤマトボーデン	24,780,000	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

消費税及び地方消費税込みの金額は、入札金額中の課税対象に所定の税率を掛け合わせて算出した金額を合算した金額である。

7 車両の仕様

- (1) 小型動力ポンプ付積載車
- (2) 乗車定員：6名
- (3) エンジン：2.0Lガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：6速AT
- (5) 駆動方式：二輪駆動
- (6) 積載小型ポンプ：B-2級
- (7) 他積載品・付属品含む。